

〔寄稿文〕

呼び名と社会的身体  
—シンポジウム「姓名とエスニシティ」によせて—

岡村 圭子

Name and Social Body:  
An Essay on the Symposium “Ethnicity and Names”

OKAMURA Kayko

This is an essay for looking behind the academic significance of the symposium “Ethnicity and Names” with approach from sociological thinking. I will mention two aspects of name; multiplicity and changeability, and discuss self-determination of name as our identity representation and practice not only for ethnic minorities but also for the women in contemporary Japan.

はじめに.

本稿では、シンポジウム「姓名とエスニシティ」の学術的論点を社会学的視座から展開し、現代社会における可変的で多面的な自己の呈示に際して重要な事はなにか考察したい。シンポジウムで紹介された先住民の姓名に関するいくつかの事例は、時間的にも空間的にもわたしたちからは“遠いところ”に位置付けられているように見える。しかし、はたしてそうだろうか。「エスニック・マイノリティ」とカテゴライズされたひとびとがこれまで経験してきた数々の困難、あるいはかれらがまさにいま直面している問題は、現代のグローバル化したネットワークのなかに生きる多くのひとびとが抱えるアクチュアルな問題にも関連している。どの民族集団に属しどこの国籍を持っているか、どの言語を使用しているか、といった属性を根本から再考し、現代のグローバル社会に生きる私たち自身のアイデンティティの在り方を考える大きなヒントを提供してくれるからである。

## 1. グローバル化と文化的帰属意識の多様化

本題に入る前に、まずはわれわれの帰属意識（国籍、地域、文化など）の多様化について確認しておこう。近年の「文化」ないし「文化的帰属意識」のあり方は、InternationalからGlobal（もしくはIntercultural）へのシフトという現象から考えるとわかりやすい。つまり、現代のグローバル化のもとでは、文化的帰属でなく、政治的・経済的活動の単位においても「Nationalなもの」だけで考える枠組みではとらえきれない複雑な事象が多くなってきている。節税対策のために本社を国外に移転させるグローバル企業や、国家より小規模のローカルな領域をもとにした組織、ある宗教集団の一派、NGOなどの非政府組織といった、明確な国籍を持たない、もしくは特定の国家に帰属しているとは言い難い活動主体がグローバルな活動において活発化している。特定の国家に対する宣戦布告ではなく、「“テロ組織”との闘い」といった表現は典型的であろう。

また、グローバル規模での労働力の流動化も激しくなり、すこしでも好ましい労働条件を求めて短期間に長距離の移動を繰り返す（繰り返さざるを得ない）ひとびともめずらしくなくなった。かれらの——殊にかれらの子どもたちの——国籍や母語や文化的帰属意識をめぐる状況は、まさに「National」な枠組みだけではとらえきれない。日本においても、いわゆる「外国人の子ども」だけでなく、帰国児童生徒や国際結婚家庭の子どもなど、日本国籍を持ちながら日本語を母語・母文化としていない子どもが年々増え続け<sup>1)</sup>、また逆に外国籍を持ちながら日本語を母語とする子どもも少なくない。

さらに、より文化論的な見方で帰属意識について考えるならば、文化の混成性hybridityも看過できない。国際的な人的・経済的資本によって制作された芸術作品<sup>2)</sup>や、作品のテイストと活動拠点、使用言語と本人の母語がそれぞれ異なるアーティストたちのナショナルな帰属（すなわち国籍）は、もはや制度的に便宜上のものでしかなく<sup>3)</sup>、むしろ「異文化の融合」や「無国籍性」が高い評価に繋がるケースも少なくない。日本の伝統的寿司文化がグローバルな

1) 文部科学省初等中等教育局国際教育課が作成した「外国人児童生徒受入れの手引き」（平成23年度）によれば、日本国籍を有する日本語指導が必要な児童生徒は対前年度比で11.7%増加している。

2) たとえば、日本を代表する映画監督黒沢明による『乱』（1985年公開）は、シェイクスピアの「リア王」を下敷きにしたストーリーであり、なおかつ制作資金はフランスから出ていた（それゆえ日仏合作映画となっている）。

ネットワークなしには成立し得ないことからわかるように [アイゼンバーク 2008]、文化をめぐる「純粋な国産」といった概念はきわめて曖昧になりつつある。

そういった状況のもとでは、帰属先としての国籍や国民文化を、広義での culture (s) のなかの one of them として考えなければならなくなった。つまり、人種や民族的な特徴、国籍だけを捉えて、それを本人の意思とは無関係にその人の「帰属先」として——かつ、永続的な帰属を前提に——規定することはきわめて困難になってきたのだ。

そのうえでもうひとつ確認しておきたい。Th.フリードマンの言葉を借りれば、グローバル化は「フラット化された世界」<sup>4)</sup>を導いた。それは単なる「世界の同質化」や「アメリカ化」を示しているのではなく、「これまでになく平等な力を持った人々が、接続し、遊び、結びつき、協力し合うことができるようになった」という意味においてであるという [フリードマン2010a:8]。国家vs.国家といった関係「だけ」ではなく、あるいはNationalな主体 (national culture) だけでなく、それとはちがった規模やネットワークを有した主体——たとえばLocalな主体——が「(再)発見」され、さまざまな「他者(たち)」すなわち異文化が、わたしたちのコミュニケーション活動のなかに入ってくる。これがグローバル化のもうひとつの特徴である。

さらに、グローバル化のなかで「発見」されたあらたな異文化は、敵か味方か、という単純な二項対立のうえに成立する他者性として理解できるものではない。時間の流れとともに関係性が変化したり、あるいはさまざまなファクターが新たにそこに関わってくることによって、複雑な関係性が生じているからである。社会学的な視点からいえるのは、異文化の発見は自分自身が帰属する文化の(再)発見でもある、ということである(岡村2003)。

支配／被支配の歴史によって形成された構造的差別はいまだ根強く残っていることは無視できないが、次なる波が押し寄せていることも認めなければならない。コーディネータ松岡格がシンポジウムの冒頭で指摘していたように、支配者が被統治者に姓名を付与することは、統治するうえで好都合であり、それ

3) たとえば、「ジャングル大帝」と「ライオン・キング」というアニメ作品の盗作疑惑をめぐる数々の言説において、しばしば「(その作品の)国籍」が強調されるが、そういった対立図式をアーティスト個人が作品を作るうえでどれほど意識していたかは疑問である。文化の国籍とその混成性については、岡村(2005)を参照。

4) フリードマンによれば、世界のフラット化は必ずしも「文化を豊かにする」とは言えないが「文化を破壊するとも限らない」[フリードマン2010c:63]。

に対する反発もある。しかし一方で、台湾先住民を取り巻く状況においては、日本支配下で作成された戸籍が皮肉なことに——民族の歴史のアーカイブ化という点でも——現在、先住民の文化復興の重要なツールとして機能している。

社会的な動物としての人間の営みは、自分が生きるコミュニティとそこに付随する歴史、すなわちルーツからまったく切り離されて生きてゆくことはできない。その切り離しが強制的に／制度的に行われた場合、それによって後々数々の問題（いわゆるアイデンティティ・クライシスや経済的な負の連鎖）が生じ、それが現代にも引き継がれている。それゆえ多文化主義教育やアフーマティヴ・アクションにおいては、過去の差別がもたらした現在の差別を是正しようとする積極的差別是正措置の取り組みがなされてきた。その背景には、自分自身のルーツを卑下することなくポジティブに捉えなおし、つねに確認し、探し求める営みは、尊厳を持って生きる権利であるという考え方がある。そのための方法はさまざまであるが、本シンポジウムに即して言えば、重要なキーのひとつとなるのが姓名や呼称といった「名前」の使用である。

なにかに名前をつけることによって、その人や物がほかとは区別された対象として認識される<sup>5)</sup>。そして、その名前を呼ぶ／呼ばれることで、その人や物が社会的に認識される。つまり、名前は本人だけが使用するものではなく、他者からそう“呼ばれる”ことによってはじめて機能する。「名づけ」の本質は、自己の存在の確認であると同時に、場合によってはそれに先んじて、社会の中に共に生きる他者から自己に対してなされる社会的承認である。その点からすれば、一連の名づけという行為は、まさに他者に、そして社会に向けられたものであるといえよう<sup>6)</sup>。

名づけをめぐる文化的習慣として、興味深い例がある。南米アマゾンの先住

5) 哲学者M.メルロ＝ポンティは、記号について次のように述べている。「われわれがソシユールから学んだものは、記号というものが、ひとつずつでは何ごとも意味せず、それらはいずれも、或る意味（センス）を表現するというよりも、その記号自体と、他の諸記号とのあいだの、意味のへだたりを示しているということである」[Merleau-Ponty 1960: 49=1969:58] さらに、『薔薇の名前』の作者ウンベルト・エーコの「記号の指示物とは何であるかを規定しようとするれば、必ず指示物というものを抽象的な実在（略）として規定せざるを得なくなる」[Eco1976=1996:114] という指摘も興味深い。

6) 「お客様に不快な思いを」「視聴者のみなさまにお詫びを」「世間をお騒がせし」と聞くたびに筆者はモヤモヤした気持ちになるが、それは個人や特定の集合を指す名前が出てこないゆえに、誰に謝罪をしているのか、誰を騒がしたのかが曖昧になり、結果的にそれが誰に向けられたメッセージかどうかははっきりしないからではないだろうか。

民族ヤノマミの子どもは、4～5歳まで男児は「モシ」、女児は「ナ」とそれぞれの性器を指し示す言葉で呼ばれる。成長してそれぞれヤノマミ語の名前を親につけてもらったとしても、ある日を境に自ら改名することもある。さらに、自分たちの部族以外の者にヤノマミ語の名前を教えないという習慣もある。その理由は定かではないが、外部の者に対しては「ブラジル名のニックネーム」を使うという〔国分2010:119-121〕。

このようなヤノマミの慣習が興味深いのはつぎの2つの点においてである。第1に、共同体内部での「個」の認識についてである。ヤノマミにおいては、ある個体（身体）が、この世に生を受け、やがて共同体の成員として社会的な位置付けが与えられるとき、各個体はそれぞれの名前で呼ばれ、他とは区別された別個の身体として、かつ同時に社会的な身体としてみなされる。そこではじめて、彼／女は「個性」をもった一個人（一個体）と社会において認識される。それ以前の子どもは固有名ではなく、しかも外性器という可視的な身体的特徴を基準にした大雑把なカテゴリー分けによって呼ばれる。

第2の点は、呼び名の可変性についてである。ヤノマミはいくつもの個人名を使い分けたり、あるいは自分で自分の呼称を変更したりする。理由はともかく、近代社会に生きる人々にとっては、理解しがたい習慣である。

以下ではこれら2つの点に焦点をあて、身体の可変性と名前について、そして名前の選択について、現代の日本社会を念頭に置きながら考察したい。

## 2. 身体的な「個」を維持するための多面性・可変性

日本においては一般的に、子どもが生まれると、生後14日以内に名前を自治体に届け出なければならぬ。とくに事情がない限り、ヤノマミのように頻繁に名前を変えることはしない。苗字については、本人や親の結婚・離婚、養子縁組などによって変わることがあるが、本人の希望で戸籍名とは異なった「使い慣れた名前」を通称名として使用することも可能だ。

しかし、苗字であれ名前であれ、それを制度的に、あるいは強制的に「変えさせられる」ことは、けっして心地の良いものではない。筆者自身、戸籍上の氏を変えることに抵抗がある。それは自分の名前が好きか嫌いかという次元ではなく、また社会生活上の不便・不利益が生じるから、というだけではない。これまで使ってきた名前は、自分自身が生きてきた軌跡と自分がこれから歩む道を示している、そう感じているからだ。しかし一方、つぎのような疑問も生じる。わたしたちの一個体としての（生物学的な）身体の連続性についてはど

うだろうか。わたしたちの身体はけっして静態的なものではないはずだ。生物学的に考えると、人間の身体はつねに変化しつづけている。毎日すこしずつ細胞が入れ替わっているからだ。

生物学者の福岡伸一は『動的平衡』のなかで、次のように述べている。「生体を構成している分子は、すべて高速で分解され、食物として摂取した分子と置き換えられている。身体のあるゆる組織や細胞の中身はこうして常に作り変えられ、更新され続け」ており、それゆえ人間の身体は「分子的な実体としては、数か月前の自分とはまったく別物になっている。分子は環境からやってきて、一時、淀みとしての私たちを作り出し、つぎの瞬間にはまた環境へと解き放たれていく」[福岡2009:231]。福岡はそれを「動的平衡dynamic equilibrium」と呼び、生命とは動的平衡にあるシステムであり、それは「可変的でサステイナブルを特徴とする」という [前掲書:232-233]。

わたしたちの身体が常に変わりつづけていることを、劇的な変化として自覚するのは難しい。数週間前に転んだときの傷がもう治癒しているとか、つい先日切りすぎてしまった髪や爪がもう伸びてきていることに気づいたときぐらいだろうか。さすがに30年前の自分の写真を見れば、変わり果てたことを実感する。しかしそれでも、つい昨日の／先月の／今年の「私」と、今ここにある《私》との連続性を疑うことはしない。私たちの身体は常に変化しつづつもかろうじて一定の状態を保っているのだ。

社会学においては、自己は「他者」との関係性をとおして規定されるという考え方があがる。鏡を通してしか自分の姿を見ることはできないと同様、他者の反応を通して自己は規定され、修正されていく。しかし、「他者」によって自己が発見され、規定される、とはいうものの、他者を見つめるたびに、その都度さまざまな自己がたち現れるのであれば、自己の分裂や細分化が起こってしまう。そもそも生物学的にみても、私たちの体はつねに新しい細胞に入れ替わっており、細胞レベルでは今の私の身体は数年前の私の身体ではない。そこには過去の自己と現在の自己、そして未来の自己を社会的ななかに位置付け、そこにつなぎとめるものがなければならない。いくら身体が変化しても、過去、現在そして未来の自分を社会的な文脈のなかに繋ぎとめる銚がなければならないはずだ。では、発見（再発見）された自己をある一定の時間つなぎとめているものはなにか。それが「名前」である。

### 3. 呼び名を選択するということ

名づけをめぐる、もうひとつの論点は、名前の選択可能性についてである。先に紹介したヤノマミにおける呼称（自称）の変更は、主にその名前の使用者自らが決める。つまりそこでは、名前（呼称）は可変的であり、なおかつ選択可能性がともなっている。矛盾するような言い方ではあるが、徐々に変化してゆく身体に、一定の時間・空間における不変性を与えてくれるのは、可変性を有する名前なのだ。そのうえで着目したいことは、名前を自ら選択できる自由が（社会的にも制度的にも）認められるか否かである。

このシンポジウムで気づかされるのは、名前の可変性や複数性だけではなく、どの名前を公の場で呼ばれたいか／使用したいか、また、自分の望む名前を互いに呼び合うことを社会的・制度的に許されるかどうか、といった名称使用をめぐる選択権についてである。

名前は個人とその個人（や祖先）がたどった歴史そのもの——羅慶春の表現を借りれば「魂」——である。その名前を社会的に認めることは、諸個人の身体がどう変化しようが、場合によってはその個人が生物学的な死をむかえていようと、彼／女のアイデンティティの表出の一形態であり、誰かの名前を呼ぶということは、文化によっては「生きている証」あるいはそれ以上の何かであるかもしれない<sup>7)</sup>。このように、きわめて社会との繋がりが強く表される「名前」を自分で決めること、あるいは他者から付与された呼び名であっても、それを自分の意志で選択して使用することは、社会のなかに自分を位置づける際にもっとも重要な論点のひとつであろう。

本論の最初にも述べたように、こういった論点を先住民の人権に関する論題としてだけ捉えることはできない。現代の日本社会が抱える、政治的には“取るに足らない”とされるような問題——当事者にとっては大問題であっても——を考えるうえでも示唆的である。

たとえば、日本における夫婦別姓（選択的夫婦別氏）の問題を考えてみたい。法務省が開設するウェブサイトの「選択的夫婦別氏制度（いわゆる選択的夫婦別姓制度）について」によれば、選択的夫婦別氏制度とは「夫婦が望む場合には、結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の氏を称することを認める制度」である。現在の民法では、結婚に際し男性または女性のいずれか一方が必ず氏を改めなければならない（民法七五〇条）。実際には女性が氏を改めるケースが圧倒的多数

7) さきに挙げたヤノマミは、死者の名前は絶対に口にしないという習慣を持つ。

であるが、女性の社会進出にともない、改氏によって女性が被る社会的な不便・不利益が指摘されるようになった。しかし、日本において現時点では、夫婦は同姓にしなければならないという制度が続いている<sup>8)</sup>。

こうした制度を続ける日本に対し、国連女性差別撤廃委員会は、選択的夫婦別姓の導入を実施するよう勧告をつづけ、法務省も1996年と2010年に制度導入に向けた民法改正案を準備していた。それにもかかわらず、家族の解体や伝統の崩壊を招くとして保守系議員からの反発が多く、いまだ国会での議論は棚上げになっている（2015年2月18日現在、夫婦別姓を認めない現行の民法の規定が違憲かどうかについては、最高裁大法廷で審理されることが決定した）。

とくに職業や研究でキャリアを積んできた女性から選択的夫婦別姓制度が強く求められているが、結婚してもこれまで自分が使用してきた姓を使用して仕事を続けているケースはもはや例外とはいえない。それを「社会的現実」として受け止めなければならないことは、「選択的夫婦別姓 議論進むか」と題された新聞記事からも明らかである<sup>9)</sup>。その記事によれば、女性の活躍を掲げる安倍政権（2014年10月当時）の5人の女性閣僚のうち4人は——所属する党および党首の政治的な方向性とは裏腹に——旧姓を通称として使用しているか、もしくは夫を自分（妻）の氏に変えて、政治家として活動している<sup>10)</sup>。そうした彼女らが、「通称名使用で不便を感じないし選択的夫婦別姓制度には反対だ」と主張したところで、実際には通称名（旧姓）を使用しているという現実を直視しないわけにはいかない。

日本の家族法の問題を指摘する水野紀子（2004）は、明治以降、家制度が「国家公認のイデオロギーとして推進された」ため、明治民法の立法以前の日本では戸籍上も夫婦別姓であったにもかかわらず<sup>11)</sup>「その記憶は瞬く間に遠のいた」と述べている [水野2004:14-15]。それは、明治民法の制度化だけでなく、戸籍制度<sup>12)</sup> やそれに付随する「氏」が国民の家族意識形成に働いたことも大き

8) 夫婦が同じ氏を名乗る慣行が定着したのは明治時代以降であったが、明治31年に施行された民法（旧法）において「戸主と家族は家の氏を名乗ることとされた結果、夫婦は同じ氏を称するという制度が採用された」。http://www.moj.go.jp/MINJI/minji36.html#Q5（閲覧日2014年12月1日）

9) [朝日新聞2014年10月5日 朝刊]

10) 山谷（小川）えり子拉致問題担当相、松島（馬場）みどり法務相、高市（山本）早苗総務相。なお、小淵優子経済産業相は夫が改姓。（いずれも役職は2014年10月時点）

11) それ以前は庶民が氏を名乗ることさえ許可されていなかった。



な要因であり、そのため第2次大戦後の民法改正を経て、「家」制度解体後もなお「実際の国民生活や感情な側面において」家意識は根強く残ったのだと水野は指摘する〔前掲書:15〕。さらに、家族集団を画する基準としてそれ以前からあった戸籍（住民登録）を利用してつくられた明治民法は、「家」制度や戸籍制度を制度化し、産業構造が変化し経済的に自立した子世帯との「事実上の別居」がおこなわれるようになってもなお「親と氏を同じくする子世帯は、必要となれば親世帯と同居して家内労働や介護などのシャドウワークを提供すべき義務を負うもの」という意識も根付かせたという<sup>13)</sup>。

結婚後にどちらかが氏を改姓しなければならないという制度への抵抗感は、改姓の後に待ち受ける業務遂行上もしくは生活上の不便さからくるものだけではなく、家内労働や個（個人）に関する「意識」や「価値観」の変化によっても生じているといえよう。つまり、「家」や「氏」への制度的な——言い方を換えれば、なかば強制的な——帰属は、たんに「書類上の問題」というわけではないのだ。もちろんそういった帰属の事実によって精神的安定や自己アイデンティティの安定を保ち、また経済的な安定を手に入れるひともいる。しかしそれでもあえてここで指摘しておきたいことは、制度的帰属に内在する可視的もしくは不可視的な不平等の構造であり、また「選択できない」という不自由さである。

現在の日本において、自分が望む氏を選択したうえで、不自由なく社会生活を送ることができるのは、そこに生じるさまざまなリスクを処理するための経済力と、さまざまな社会的圧力からうまく身をかかわすことのできる文化資本と社会資本を併せ持つひとだけであろう。そうでないひとびとは、多かれ少なかれ不便さや不愉快を抱えながら、また場合によっては「気づかないふり」をしながら、自分を納得させて生活してゆくほかないのである。

このような日本における選択的夫婦別姓制度をめぐる議論は、ある面におい

12) 水野はまた、戸籍という家族簿は「国民各人が人生の重要な場面で記載内容が問題とされる逃れられない身分証明でもあって、その記載はさまざまな差別をもたらし得るもので」あることも指摘している〔水野2004:15〕。

13) 選択的夫婦別氏姓の立法が難航する背景に、「家意識を温存してきた氏の機能を傷つける」という感覚があることを示唆しつつ、水野は、日本における家族法をめぐる問題を論じるにあたって、戸籍制度と婚姻制度が「合体して漠然と「家族制度」を形成しているという認識」〔水野2004:15〕があるため、議論が錯綜してしまっている現状を批判している。詳細は水野（1992）を参照。

ては先住民の姓名の使用をめぐる状況にも似ていることに気づく。先住民がかつて支配者から強制的に、一方的に与えられた名前があり、奪取された民族固有の名前もある。人権への配慮が進められている現代社会においては、そのどちらを使わなければならないか／使うべきか、という問題設定ではなく、どちらをも使える状況のもとで、選択権が名前の所有者自身の手にあることが前提として保証されるか否かが中心的な論点となるべきではないだろうか。それがあってこそ、現代の多面的なアイデンティティが確保できるからである。

### おわりに

アメリカの都市社会学者レイ・オルデンバーグは、都市の人間関係や多様な触れ合いを育むうえで、家庭でも学校・職場でもない第3の場所the third placeが重要であると指摘する。彼はイギリスのパブ、フランスのカフェ、ドイツ系アメリカ人のラグービール園などを例に挙げ、「世界のすぐれた文化はみな、生き活きとしたインフォーマルな公共生活をいとなみ、必然的に、その舞台となる庶民の憩いの場を独自に発達させてきた」[オルデンバーグ2013:6]ことに着目した。そして、アメリカの都市開発において、そういった「インフォーマルな公共生活」とそれに不可欠な「とびきり居心地のよい場所Great Good Place」が軒並み破壊されている現状を報告し、そういった開発の方向性が「個人を<誇り高き独立>と<哀れな孤立>の境目へと押しやりつつある」[前掲書:34]ことに警鐘を鳴らしている。サードプレイスは「社会と個人のあらゆる病に効く万能薬ではない」[前掲書:158-159]としながらも、オルデンバーグは、そこで育まれた関係性が近代の都市生活から生じる孤独や格差からわたしたちを救ってくれるであろうことに期待を寄せている。

さらにオルデンバーグはつぎのような指摘もする。第3の場所におけるインフォーマルな関係のなかで、常連たちは「その場でしか通用しない特別な身分をもっている」[前掲書:118]という。この指摘は、本稿のテーマにも関連してくるものだ。第3の場所に自ら足を運ぶひとびとは、おそらく第1や第2の場所とは異なった呼び名を使っているか、もしくは互いに本名をよく知らないといったケースもあるだろう。そういった緩やかな関係性における呼称の使用は、わたしたちの多様な帰属意識の在り方にヒントを与えてくれるだろう。

本シンポジウムの主旨とはすこし方向性が異なってしまったかもしれないが、姓名の使用という文化的実践をめぐる問題を、現代のグローバル社会そして日本社会におけるジェンダーや都市問題につなげて考えてみる機会が得られたこ

とに感謝したい。

参考文献

- Barth, Fredrik (Ed.) 1969 *Ethnic Boundaries: The Social Organization of Culture Difference*, Universitetsforlaget
- フリードマン、トーマス2010a『フラット化する社会 上』(=Friedman, Thomas L. 2007 *The World Is Flat: A Brief History of the Twenty-first Century*, Further Update and Expanded Edition)
- 2010b『フラット化する社会 中』(=Friedman, Thomas L. 2007 *The World Is Flat: A Brief History of the Twenty-first Century*, Further Update and Expanded Edition)
- 2010c『フラット化する社会 下』(=Friedman, Thomas L. 2007 *The World Is Flat: A Brief History of the Twenty-first Century*, Further Update and Expanded Edition)
- 福岡伸一2009『動的平衡 1』木楽舎
- アイゼンバーグ、サーシャ2008『スシ・エコノミー』日本経済新聞出版社
- 国分拓2010『ヤノマミ』NHK出版
- 水野紀子1992「特集・新世紀の日本法 戸籍制度」『ジュリスト』No.1000、1992年5月1-15日
- 2004「家族法をめぐる日本の課題と先進各国の現状——戦後「家族法」の再構築に向けて」『世界の労働』54(3)
- 岡村圭子2003『グローバル社会の異文化論』世界思想社
- 2005「ひろがりゆく大衆文化の混成性について——グローバルとローカルのはざままで——」『マテシス・ウニウエルサリス』7巻1号
- 2011『ローカル・メディアと都市文化』ミネルヴァ書房
- Oldenburg, Ray 1989 *The Great Good Place: Café, Coffee Shops, Bookstores, Bars, Hair Salons and Other Hangouts at the Heart of a Community*, Da Capo Press) (=オルデンバーグ、レイ2013『サードプレイス——コミュニティの核になる「とびきり居心地のよい場所」』忠平美幸訳 みすず書房)
- 田中克彦1996『名前と人間』岩波書店